

練馬区都市計画審議会運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、練馬区まちづくり条例（平成 17 年 12 月練馬区条例第 95 号。以下「条例」という。）第 138 条の規定に基づき、練馬区都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定める。

(招集の通知)

第 2 条 会長は、審議会を召集しようとするときは、日時、場所その他必要な事項を開催の日の 2 週間前までに、条例第 129 条第 1 項の委員（以下「委員」という。）ならびに当該議案に関係のある同条第 2 項の臨時委員および同条第 3 項の専門委員（以下「委員等」という。）に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(欠席)

第 3 条 委員等は、前条の規定による招集の通知を受けた場合において、事故その他の理由で出席できないときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(代理出席)

第 4 条 条例第 129 条第 1 項第 4 号に掲げる委員が事故のため審議会に出席できないときは、当該委員を代理する者が会議に出席し、審議会の議事に参与し、議決に加わることができる。この場合において、当該委員はあらかじめその旨を会長に申し出るとともに、委任状を提出しなければならない。

2 前項の規定により代理することができる者は、当該委員の所属する行政機関の課長職相当以上の者で、当該委員があらかじめ指名するものとする。

(座席)

第 5 条 委員等の座席は、あらかじめ、会長が定める。

(案件表)

第 6 条 会長は、議案の審議順序等を記載した案件表を作成し、委員等に配付するものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、議案の審議順序を変更することができる。

(議事の順序)

第 7 条 議事は、つぎの順序により行うものとする。

- (1) 議題の宣言
- (2) 議案の説明

- (3) 質疑応答
 - (4) 討論
 - (5) 採決
 - (6) 報告事項の説明
 - (7) 質疑応答
- (発言の制止等)

第8条 会長は、議事の整理上必要があると認めるときは、発言を制止し、または議事を中止することができる。

(退席)

第9条 委員等は、会議中退席しようとするときは、その旨を会長に申し出なければならない。

(委員の除斥)

第10条 委員等は、直接の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、審議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(答申)

第11条 会長は、会議において議決した事項を、遅滞なく区長に答申しなければならない。

(議事録)

第12条 会長は、つぎに掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存するものとする。

- (1) 審議会の開催年月日
- (2) 出席した委員等の氏名
- (3) 議事日程
- (4) 議事のてんまつ
- (5) その他審議会の経過に関する事項

2 議事録は、発言者名を除き公開とする。ただし、当該議事録に練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）第7条各号に該当する事項が記載されているときは、この限りでない。

(会議開催の事前公表)

第13条 会議の開催は、原則として開催の日の2週間前までに公表する。

2 前項により公表する内容は、会議の日時、場所、傍聴手続その他必要な事項とする。

(傍聴者の数)

第14条 傍聴者の数は、傍聴席の席数を限度とする。

(傍聴者への配布資料)

第15条 会議資料は、会議開始時に会場にて傍聴者に配布することができる。

ただし、審議会の開催の日以降に、当該案件の内容を縦覧に供する予定のものは、この限りでない。

2 前項により配布した資料は回収しない。

(傍聴の申込方法等)

第16条 審議会を傍聴しようとする者は、会議当日、会場にて、会議開始予定時刻の30分前から10分前までに、住所、氏名および連絡先電話番号等を傍聴申込票に記入しなければならない。

2 傍聴者の決定は、傍聴を申し込んだ者のうちから先着順に行う。

(傍聴席)

第17条 傍聴席は、あらかじめ、会長が定める。

(傍聴することができない者)

第18条 つぎの各号に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、刀剣その他人に危害を加えるおそれのある物を所持している者
- (2) 拡声器、マイクの類を持っている者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメット、腕章（報道関係者が着用する腕章を除く。）の類を所持し、または着用している者
- (5) ラッパ、太鼓その他楽器の類を所持している者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、審理を妨害し、または人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第19条 傍聴者は、つぎに掲げる事項を守らなくてはならない。

- (1) 会議場内における発言に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 会場内では静粛にし、発言、私語等をしないこと。
- (3) 飲食または喫煙をしないこと。
- (4) 携帯電話、トランシーバー、ラジオ、パソコン、携帯音楽プレーヤーの類は電源を切ること。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 係員の指示に従うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、審理の妨害となる行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第20条 傍聴者は、会議場において写真、動画等を撮影し、または録音等をするときは、あらかじめ会長の許可を得なければならない。

(秩序の維持)

第 21 条 会長は、傍聴者に対し、会議の秩序を維持し、円滑な審理を確保するため必要な指示をし、または係員に指示をさせることができる。

2 傍聴者は、会長および係員の指示に従わなければならない。

(傍聴者の入退場)

第 22 条 会議中における入場は原則として認めない。

2 条例第 134 条ただし書の規定により、会議を非公開としたときは、傍聴者は速やかに退場しなければならない。

3 会長は、傍聴者がこの要綱に違反したときは、これを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(報道関係者の取扱)

第 23 条 報道関係者には、第 14 条および第 16 条第 2 項の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴させなければならない。

(部会の運営)

第 24 条 条例第 135 条第 1 項の規定に基づく部会の運営について必要な事項は、別に定めるところによる。

(委任)

第 25 条 この要綱に定めのない事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。